

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第38号	
事故等名	引船大祥丸刺網損傷	
発生年月日時	平成20年10月3日 18時00分ごろ	
発生場所	宮城県石巻市河北町長面浜から東方約300m沖合 (北緯38° 34'、東経141° 28' 付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月20日仙台・地方事故調査官が船長へ電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	引船大祥丸 12トン	
船舶番号	200-17306	
船舶所有者等	個人所有	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	負傷者なし	
損傷	刺網4反破損	
事故等の経過	<p>本船は、北海道虻田漁港を発し、千葉県千葉港向け航行中、乗組員が船長一人なので、夜間の休息のため、何回か入港経験のある宮城県女川港に入港する際、女川湾と間違っって航行経験のない追波湾に入湾したことに気付いたものの、そのまま同湾湾奥に向けて続航中、平成20年10月3日18時00分ごろ、刺網を推進器に絡め、航行不能になった。</p> <p>当時、天候は曇りで、視界は良好であった。</p> <p>また、海上は平穏で、日没時刻は17時14分であった。</p>	
事実を認定した理由	<p>気象・海象の関与</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船が、航行経験のない追波湾に入湾したものと考えられる。</p> <p>船橋当直者が標識灯を表示した刺網を避けなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、夜間、航行経験のない宮城県追波湾を湾奥に向けて航行中、標識灯を表示した刺網を避けなかったため、刺網を損傷させたことにより発生したものと考えられる。</p>	
その他の事項	なし	